

論文

リース会計に関する一考察

—中心観を基軸として—

市川 紀子

1. はじめに

企業会計基準委員会によって2007年3月に「リース取引に関する会計基準」(以下、新会計基準とする)が公表された¹。公表の背景には「改正前会計基準では、ファイナンス・リース取引のうち的所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を要件として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理(以下「例外処理」という。)を採用することを認めてきた。現状では大半の企業において、この例外処理が採用されている。」(新会計基準30)とあるように、1993年6月に公表された「リース取引に係る会計基準」(以下、改正前会計基準とする)においては、ファイナンス・リース取引は原則として売買処理とされていたものの、実務上は例外処理としての賃貸借処理を採用する企業が多数であったため、例外処理を検討していく必要があったことがわかる。

このようなことから新会計基準31は「企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、この例外処理の再検討について平成13年11月にテーマ協議会から提言を受け、平成14年7月より審議を開始した」と述べている。当該審議

1 新会計基準適用後のリース業界の業績に関しては、特に本稿は取り扱わないが、新会計基準適用後の2008年4月25日の日本経済新聞では「今回の会計基準の変更でリース業界はアイデンティティ・クライシス(自己の存在基盤が失われる危機)に陥っている」など、リース業界全体の危機が述べられている。しかし、その危機は、経済の不況に主として要因があり、新会計基準適用の影響は、あまりなかったのではないかという指摘もある。孔(2010)を参照して頂きたい。

等を重ねた結果、改正前会計基準で認められていた例外処理は、新会計基準においては、廃止するとの結論に至った²。

なお2010年8月に米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASBという）と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASBという）は、共同公開草案（EXPOSURE DRAFT 2010/9：以下、EDという）を公表している。EDはファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分をなくし、すべてのリースに関する資産と負債の認識を要求している。これを受け、2010年12月に、わが国の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：以下、ASBJとする）は「リース会計に関する論点の整理」（以下、論点整理という）を公表している。

本稿では、このような新会計基準公表の背景または国際的動向を踏まえつつ、リース会計の会計処理の論理的妥当性を中心観の視点等³から検証することとしたい。

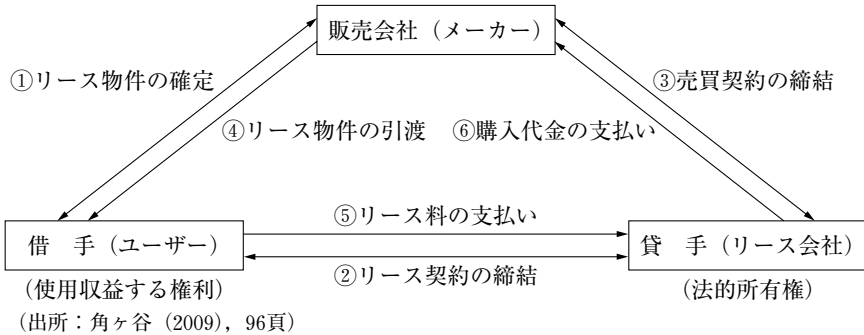
2. わが国のリース会計と国際的動向

リース契約においては、さまざまな契約の形をとるが、リース取引の当事者としては、借手（ユーザー）⁴、貸手（リース会社）⁵、販売会社（メーカー）の

2 2004年3月に「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」を公表し、また、2006年7月に試案「リース取引に関する会計基準（案）」、2006年12月に企業会計基準草案第17号「リース取引に関する会計基準（案）」を公表している。審議の過程では、関係各方面からの意見聴衆も行い、わが国のリース取引の実態を踏まえ議論を行ってきたが、今般、改正前会計基準において認められていた例外処理を廃止するとの結論に至り、基準を改正することとした（新会計基準33）。

3 なぜ理論的説明として中心観を取り上げるかといえは、中心観は利益計算方法が矛盾なく一つの計算体系として統合されているものであり、このように統合された計算の体系は、想定され得る計算目的を達成しうるよう一体化されているものだからである。すなわち中心観は財務会計全体の関係を基礎付ける役割を担っていることとなり、中心観は利益概念と利益計算方法をまとめあげている1つの上位概念となるといってよい。

図表1 リース取引の契約関係



三社の関係が存在する。図表1のように、借手（ユーザー）と貸手（リース会社）との間で締結されるリース契約と、販売会社（メーカー）と貸手（リース会社）との間で締結される売買契約で成り立っている。

新会計基準においては、「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レッシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう（新会計基準4）。「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう（新会計基準5）。「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう（新会計基準6）。

ファイナンス・リース取引の分類として、ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に

4 レッシー (lessee)

5 レッサー (lessor)

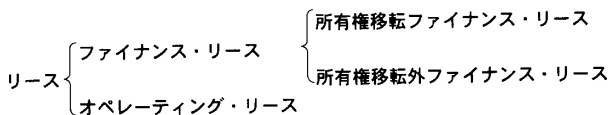
分類する（新会計基準8）。またファイナンス・リース取引の会計処理としてファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う（新会計基準9）。上記内容をまとめると、図表2の形をとる。

ファイナンス・リース取引の借手側の処理として、借手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する（新会計基準10）。ファイナンス・リース取引の貸手側の処理として、貸手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース投資資産として計上する（新会計基準13）。

オペレーティング・リース会計の会計処理として、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う（新会計基準15）。

ファイナンス・リース取引の表示としては、借手側のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる（新会計基準16）。またリース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする（新会計基準17）。ファイナンス・リース取引の表示として、貸手側は、所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産については、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には流動資産に表示する。また、当該企業の営業の主目的以外の取引により発生したものである場合には、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に

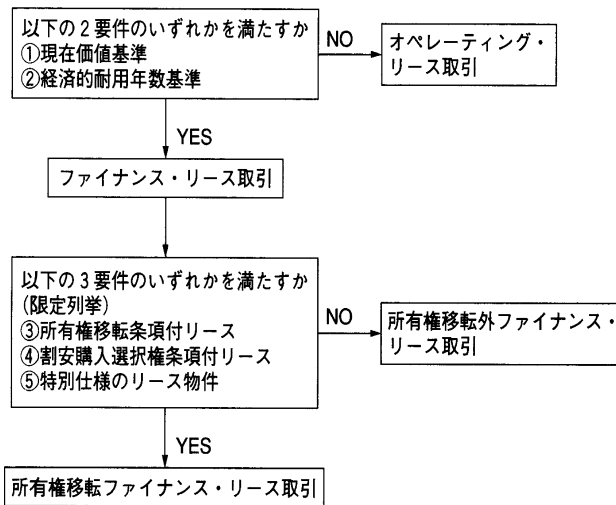
図表2 リースの分類



(出所：井上 (2008), 308頁)

リース会計に関する一考察

図表3 ファイナンス・リース取引の判定基準のフロー



(出所：小賀坂 (2009), 262頁)

表示し、入金の特約が1年を超えて到来するものは固定資産に表示する（新会計基準18）。

ファイナンス・リース取引の具体的な判定基準としては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針という）において、次の①・②のいずれかに該当する場合にはファイナンス・リースと判定するとしている（適用指針9）。なお、ファイナンス・リース取引の判定基準のフローチャートは図表3の通りである。

① 現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下「見積現金購入価額」という。）の概ね90パーセント以上であること（以下「現在価値基準」という。）

② 経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75パーセント以上であること（ただし、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、上記①の判定結果が90パーセン

トを大きく下回ることが明らかな場合を除く。) (以下、「経済的耐用年数基準」という。)

このようにファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、次の③～⑤のいずれかに該当する取引を所有権移転ファイナンス・リース、それ以外を所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するとしている(適用指針10)。

③ 所有権移転条項付リース

リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引

④ 割安購入選択権条項付リース

リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利(以下合わせて「割安購入選択権」という。)が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引

⑤ 特別仕様のリース物件

リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

なおリース取引の会計処理をまとめると、図表4の通りである。

新会計基準における所有権移転外ファイナンス・リース取引の資産計上は、グローバル・スタンダードとのコンバージェンスが主因であるが、井上(2008)によれば、そのためにわが国リース会計基準は「所有権移転ファイナンス・リースは取得原価主義会計が資産の認識に対して要求する①所有権の移転、②その見返りとしての対価の支出を充足するが所有権移転外ファイナンス・リースは、それを充足しないことから、資産計上しないことが考えられてきた。しかし、所有権移転外ファイナンス・リースを資産計上することによって取得原価主義会計が資産の認識に要求する所有権の移転が充足されない。」⁶⁾という問題を含むことになったとしている。このようなことから井上良二教授はわが国の会計基準は、取得原価主義会計の延長線上に現代の制度会計を位置づけてい

6 井上良二『新版財務会計論』税務経理協会、2008年、312頁。

リース会計に関する一考察

図表4 レシーとレサーの会計処理の概要

① 売買処理の場合

| タイミング | レシーの会計処理 | | レサーの会計処理 | |
|----------|----------|------------|----------|---------|
| 物件購入日 | 仕訳なし | | 固定資産 ×× | 金銭債務 ×× |
| リース取引開始日 | 固定資産 ×× | 金銭債務 ×× | 金銭債権 ×× | 固定資産 ×× |
| リース料受払日 | 金銭債務 ×× | 現金預金 ×× | 現金預金 ×× | 金銭債権 ×× |
| | 金融費用 ×× | | | 金融収益 ×× |
| 決算日 | 減価償却費 ×× | 減価償却累計額 ×× | 仕訳なし | |

② 賃貸借処理の場合

| タイミング | レシーの会計処理 | | レサーの会計処理 | |
|----------|----------|---------|----------|------------|
| 物件購入日 | 仕訳なし | | 固定資産 ×× | 金銭債務 ×× |
| リース取引開始日 | 仕訳なし | | 仕訳なし | |
| リース料受払日 | 賃借料 ×× | 現金預金 ×× | 現金預金 ×× | 賃貸料 ×× |
| 決算日 | 仕訳なし | | 減価償却費 ×× | 減価償却累計額 ×× |

(出所：加藤 (2009), 63頁)

ることを指摘し、それは「『企業会計原則』とは別に新たに規定された会計基準がこの『企業会計原則』の考え方と大きく異ならないように解釈されていることから明らかである。資産会計に関わる時価会計のほとんどが従来通りの『配分』思考で説明され、『評価』思考では説明されていない。『配分』思考と『評価』思考と最も大きな相違点は過去指向か未来指向かという点である。これらの点はそれがUS GAAPであれ、国際会計基準であれ、グローバル・スタンダードとの大きな相違点であり、今後のコンバージェンスに際して大きな論点になると考えられる。」とも指摘している。なお井上良二教授がまとめたわが国とグローバル・スタンダードの比較表は図表5の通りである。なお、冒頭で示したEDは井上良二教授のいう「未来指向」の考え方が強く表れた考え方と思われる。

7 同上書, 314頁。

図表5 リース取引に関する会計基準の比較

| | わが国の「基準」 | | FAS13 | IAS17 |
|------|---|--|--|---|
| 定義 | (1) 解約不能リースの取引 (2) フル・ペイアウトのリース取引 (基準5項および適用指針5項) | | 所有に付随するリスクと経済的価値を実質的にすべて移転する (par. 60) | 所有に伴うリスクと経済的価値を実質的にすべて移転する。最終的に所有権が移転するか否かは問わない (par. 4) |
| 分類基準 | 所有権移転リース | 所有権移転外リース | | |
| | ① 所有権移転条項付リース ② 割安購入選択権付リース ③ 特別仕様物件リース (適用指針10項) | ① 見積現金購入価額の90%基準 ② 経済的耐用年数の75%基準 (適用指針9項) | ① 所有権移転基準 ② 割安購入選択権基準 ③ 見積経済的耐用年数の75%基準 ④ 公正価値の90%基準 (par. 7) | ① 所有権移転基準 ② 割安購入選択権基準 ③ 経済的利用年数の大部分 ④ 最小リース料総額の現在価値が公正価値と少なくとも実質的に一致する (par. 10) |
| 会計処理 | リース資産, リース債務計上 (10項) | リース資産, リース負債の計上。ただし, リース資産を使用する権利とみる (38項) | リース資産, リース債務計上 (par. 10) | リース資産, リース債務計上 (par. 20) |
| | 計上価額 貸手の購入価額が明らかなきときはその購入価額 明らかでないときはリース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い価額 | 計上価額 貸手の購入価額が明らかなきときは貸手の購入価額とリース料総額の割引現在価値のいずれか低い価額 明らかでないときはリース料総額の割引現在価値と見積購入価額とのいずれか低い額 (適用指針22項) | 計上価額 最低リース料支払額の割引現在価値 (par. 11) | 計上価額 公正価値に等しい金額または最低リース料支払総額の割引現在価値が公正価値よりも低い場合には最低リース料の割引現在価値 (par. 20) |
| | 通常の減価償却 (基準12項) | 減価償却, ただし耐用年数はリース期間。残存額はゼロ (基準12項) | 分類①②の場合は通常の減価償却, ③④の場合はリース期間での減価償却 (par. 11) | 通常の減価償却 (par. 27) |
| | 利息相当額の各期への配分は利息法 (基準11項) | 利息相当額の各期への配分は利息法 (基準11項) | 金融費用は負債残高に対して一定の期間利率となるようにリース期間にわたって配分 (par. 12) | 利息費用は負債残高に対して一定の期間利率になるようにリース期間にわたって配分 (par. 25) |

(出所: 井上 (2008), 313頁)

3. 中心観とは—財務報告と結びつきの計算構造—⁸

制度会計における収益費用中心観から資産負債中心観への転換の実質的なきっかけとなったものが、1976年12月2日に発表された米国のFASB, *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB, December 1976. (以下、『討議資料』という)であるといわれている⁹。『討議資料』では、para.33において資産負債中心観と収益費用中心観を「利益測定観」(view of earnings measurement)という言葉を使用して説明しており、利益観のみの概念を前提としていないことが分かる¹⁰。

注意しなければならないのは、筆者はたんに利益観にとどまらず(期間損益計算のみに焦点をあてた概念として使用される中心観ではない)、ひとつの計算構造として中心観をとらえている点であるといっておこう。なお中心観の内容(実践型資産負債中心観, 純粹型資産負債中心観, 収益費用中心観)については、後文で若干ふれるが、拙著¹¹を参考にして頂きたい。

いわゆるFASBが述べている時価会計は、二つの利益概念が併存するが、一

8 本節は2010年発刊の拙著『財務会計の現代的基盤』第7章及び2007年発刊の拙稿『駿河台経済論集』第17巻第1号掲載論文を一部引用している。

9 収益費用中心観から資産負債中心観への転換のきっかけとして『討議資料』を提示しているものは以下のもの等を参照して頂きたい。津守常弘「アメリカ会計原則設定史の歴史的教訓」『JICPAジャーナル』第3巻第1号, 1991年1月。戸田龍介「米国における資産負債中心主義の検討—財務諸表の有機的結合を中心として—」『経済論究』第81号 九州大学大学院経済学会, 1991年11月。徳賀芳弘「資産負債中心観」『企業会計』第53巻第1号, 2001年1月。

10 筆者は「revenue and expense view」「asset and liability view」は利益計算方法も念頭においており、そこに想定される計算目的は一体化され、利益概念と利益計算方法をまとめあげている1つの統合された概念と考えるため、それらをまとめた意味合いを含むのに最適な当該訳語として「中心観」を使用していきたいと考える。よって「revenue and expense view」を収益費用中心観, 「asset and liability view」を資産負債中心観とする。

11 市川紀子『財務会計の現代的基盤』森山書店, 2010年。

方は他方を包含する関係にある。これを計算方法の問題として述べれば、稼得利益の計算に関わり損益法が包括利益を計算する財産法に包摂されているということになる。財産法と損益法の統合形態は、財産法が損益法を包摂している状態なのであり、そして現在それがFASBのとる見解である。時価会計とはいいながらも、損益計算が入っている状態であり、原価配分の概念が消えることはない。そうであれば、配分機能を備えもつ取得原価主義会計なのではないのか、という疑問が湧きがってくる。しかし、ここで筆者のいう中心観のもつ統合の概念を想起することに意味が生ずる。実践型資産負債中心観にしても、収益費用中心観にしても、結局のところは、利益概念と利益計算方法の統合形態なのであり、その点で、両中心観は同質のものである。しかし前者は財産法を損益法が包含する形をとり、後者は損益法が財産法を包含する形をとる。それが両中心観の大きな違いのひとつである。

利益概念によって規定される利益計算の「統合形態」そのものを捉えて「中心観」と考えるのであり、利益の計算を二元的なものや一元的なものに区分する。財産法の中に、損益法が包含されている状態であれば、当然に二元的にならざるをえなくなり、それが時価会計を特徴づけていると考えられる。構造的には同様に、損益法の中に財産法が包摂されているのであれば、包摂の意味合いにもよるが、これも二元的になる可能性が高まり、取得原価主義会計を位置づける。しかし財産法と損益法が、並列になっている状態、つまりいずれの計算方法によって計算しても利益金額が一致している状態は、時価主義会計を特徴づけていることになる。

『討議資料』での問題の提起が不明瞭かつ不十分であったために資産負債中心観という立場を採りながら、SFACの中に各種の矛盾が見られるのであるが、すなわちその矛盾を生じさせないように資産負債中心観をリファインさせる必要があり、そのリファイン結果が「統合形態」ということになる。この統合形態は、わが国にある財産法と損益法の考え方を中心観にとりいれたものであり、本来ならばそれこそが中心観がもつべき形態だったはずである。例えば収益費用中心観での利益概念というものは、収益概念および費用概念を支配するということである。「収益－費用」で、そこで初めて利益の計算が可能になるのではあるが、そこで計算される利益はあらかじめ特定の性格をもつ利益として特定化されているということになる。換言すると、収益の認識と測定、費用の認

識と測定は、そこで計算されることが想定されている利益概念によって規定されることになり、独立してその適否を判断することはない¹²。

純粹型資産負債中心観、実践型資産負債中心観、収益費用中心観は、それぞれ体系的には連携を前提とした財産法・損益法を含んでおり、その計算目的は損益計算と財政状態計算であることは同じであるが、財産法と損益法の組み合わせが違うことになる。

FASBのとり実践型資産負債中心観は、財産法が損益法を内在する形をとるとき統合形態の形をとることになる。包括利益概念の特徴は資産概念を一種の経済的便益 (economic benefits) と考えるところから出発しており、そしてこの資産の概念の前提として、ついで負債概念の定義をし、その差額として持分を規定し、最後に一期間中の、営利企業の持分の変動として包括利益を定義していたのであった。いかえれば、資産、負債、持分、持分の変動という順序で利益概念が規定されるのである。すなわち包括利益全体を財産法によってとらえる事ができるのであるから、それを前提とすれば実践型資産負債中心観の認識対象は経済的資源として考えることができよう。そしてこれらの認識過程は金融・資本市場を想定している情報操作過程 (Statement of Financial Accounting Concepts: (以下, SFACという) においては、定義・測定可能性・目的適合性・信頼性の四つの規準を示していたわけだが、それは一種の情報操作過程だと考える) であるのだから、必然的にそれを受けて計算要素となっている項目に関する情報が必要とされることになると考える。この場合、その会計情報は企業が生み出すキャッシュ・フローであるはずであり、それは将来予測も含むことになる (将来収益と将来費用の差額の正味キャッシュ・フロー。将来収益は将来のキャッシュ・フロー獲得能力という資産であり、将来費用は将来のキャッシュ・フロー獲得能力の喪失という負債)。よってそのあるべき測定方法は、正負の経済的資源をキャッシュ・フローで測定することという結果になると筆者は考える。

収益費用中心観は損益法が財産法を内在している状態である。そこでは企業

12 井上良二『新財務諸表論』税務経理協会、1999年、95-96頁参照。井上良二教授は、そのことについて、利益概念が独立変数であり、収益や費用は従属変数ではないか、としている。

の経済的資源を表わさない項目、あるいは他の実体に資源を引き渡す義務を表わさない項目が、資産・負債またはその他の構成要素として記載されることがあるとしていた。それは収益と費用を対応させるために必要なものとして貸借対照表上に計上される見越・繰延項目を想定しているのである。よってそこで想定されているのは、企業における経済的便益でなくて、投下された資金の動きということになる。そうであれば、収益費用中心観の認識対象は投下された資金（当初資金）であることになる。すなわちそこでは当初の収入額が重要であるのだから、資産負債中心観と違ってその貨幣の動き自体には直接的に関係のあるものではないはずである。よってそのあるべき測定方法は資金の貨幣的な動きをあらわす収入・支出を測定する（跡付ける）こととなる。すなわち投下された資金で「獲得」されたものを対象としているのではなく（資産負債中心観のように経済的資源を認識対象としているのではなく）、投下された資金が単に貨幣的にどのように動いていっているのかをみる概念ということになる¹³。

このように財産法・損益法という考え方を取り入れた「統合形態」として中心観を捉えることにより認識・測定対象が明確化し、SFACが残してきた認識問題の拡大については、その対象認識を不確定的に広げることもなくなり、属性の共存の可能性もなくなる。すなわちわが国にある財産法・損益法の統合形態に関する考え方が米国には存在しなかったことからSFACにおける認識・測定での曖昧さを作り出したことになり、わが国の財産法と損益法の考え方がこれらの問題解決の鍵概念となるのである。以下、図表6としてまとめておく。

なお井上良二教授は、財務報告に結びつきの計算構造について四類型¹⁴を提示している。筆者は、計算構造をストック重視の損益計算とし、また時価会

13 これに関しては、以下のものを参照して頂きたい。井上良二『新財務諸表論』税務経理協会、1999年、3頁。井上良二「経済的環境の変化と財務会計の社会的機能」『企業会計』第50巻第7号、1998年7月、10頁。井上良二「経済状況の変化と計算体系」『會計』第154巻第2号、1998年8月、174頁。過程は違うが結論は筆者と同じである。

14 井上、前掲書、2008年、6頁、図表1-2「中心的な目的と計算構造の四類型」を参照。

図表 6 中心観の類型

| 純粋型資産負債中心観（評価） | | |
|----------------|--------|------|
| 利益計算方法の組み合わせ | 計算体系 | 測定属性 |
| 財産法と損益法の並列 | 時価主義会計 | 時価 |

| 実践型資産負債中心観（対応/配分・評価） | | |
|----------------------|------|---------|
| 利益計算方法の組み合わせ | 計算体系 | 測定属性 |
| 財産法のなかに損益法が包含 | 時価会計 | 時価・取得原価 |

| 収益費用中心観（対応/配分） | | |
|----------------|----------|---------|
| 利益計算方法の組み合わせ | 計算体系 | 測定属性 |
| 損益法のなかに財産法が包含 | 取得原価主義会計 | 取得原価・時価 |

（筆者作成）

計においては財産法は損益法を元として含み、また時価主義会計は財産法＝損益法としているのみであり、特に前者においては、井上良二教授のように細分化されていない。さらにその財務報告の目的まで記しておらず、この点において、井上良二教授を支持するものである。したがって、上に述べた実践型資産負債中心観についても、財務報告目的という点において再度検討する余地がある。井上良二教授は、第一類型において『『企業会計原則』以降、企業会計基準委員会によって公表されている会計基準は、その基本的な考え方をこの第一類型におき、収益・費用アプローチの延長線上に位置づけられている。言い換えれば、資産・負債アプローチ（利益を資産および負債で定義し、それにもとづく財政状態の計算を中心とする考え方）を特徴付けている『評価』ではなく、収益・費用アプローチを特徴付けている『配分』・『対応』の思考で設定されている¹⁵とし、第三類型においては、「企業価値の予測にとって有用な将来キャッシュ・フロー予測を可能にする情報の提供が目的とされる。したがって、将来キャッシュ獲得能力の表現あるいは将来キャッシュ支払義務の表現が重要である。そこでの獲得能力は資産、支払義務は負債である。よって、この目的の下では資産・負債アプローチがとられる」¹⁶としており、それぞれの目的のも

15 同上書、10頁。

とで第一類型においては「収益・費用アプローチ」、第三類型においては「資産・負債アプローチ」という文言を用いている。

この点から考えると、筆者が示した¹⁷収益費用中心観は、井上良二教授が示す第一類型に相当する。また井上良二教授のいう第四類型は、筆者の純粋型資産負債中心観に相当するといえる。ただし井上良二教授の第三類型は、筆者のいう実践型資産負債中心観ではない。むしろ筆者のいう実践型資産負債中心観は井上良二教授のいう第二類型に相当すると思われる。すなわち筆者においては、井上良二教授のいう第三類型の考え方が明示されていないことになる。この点は今後検討しなければならない課題である。

4. リース会計に係わる中心観の視点等

井上良二教授は、SFAS第13号¹⁸の考え方によるかぎり、リースが資産および負債としてオン・バランスされる論拠は、所有権の移転であるとする。また取得原価主義による資産の認識は、所有権の移転と対価の支払いであるとしている。この点について井上良二教授は、「所有権の移転は完済時であり、対価の支払は割賦である。しかし、このような取得形態の資産であってもそれを資産として処理するのが近年の取得原価主義会計の立場であった。それは完済時には所有権の移転があり、財の受入時に支払義務が成立すると考えられたためである。それは購入と同じであると解されるからである。この考え方が、リース資産および負債の計上にも援用された¹⁹と述べている。また井上良二教授は、改正前会計基準においては、フル・ペイアウトとノン・キャンセラブルの2つの要件を満たした場合に所有権移転リースとして資産および負債計上したのであるから、当該要件は所有権の移転を条件とするに等しいが、対して、所有権移転外取引ファイナンス・リースは、オフ・バランスが可能であったのだから、取得原価主義会計で考えられる処理方法であったと指適している²⁰。さらに井

16 同上書、12頁。

17 本稿図表6参照。あるいは市川、前掲書、2010年、第7章参照。

18 FASB, *Accounting for Leases*, SFAS No. 13, FASB, 1976, para. 70.

19 井上、前掲書、2008年、317頁。

20 同上書、317頁。

上良二教授は、新会計基準での所有権移転外ファイナンス・リースのオン・バランス化は、所有権移転という要件の放棄ではなく、「実質的割賦購入」と位置付け、取得原価主義会計の拡張と考えられようとも、相変わらず、実質的な所有権移転を資産認識の要件とする取得原価主義会計の流れを追い続けているとも指適している²¹。

なお取得原価主義会計において売買取引と見なせないものはオフ・バランス項目とされていたものがオン・バランス項目になったということの意味に関して、井上良二教授は「リース取引においても、証券市場による財務会計への役割の期待（機能）とその期待の下での財務報告目的を達成できるように、投資意思決定に有用な情報を提供するように組み変えられてきているということであろう。それは、情報利用者の企業価値評価のために、リース取引が企業のキャッシュ・フローにどのような影響を持つかを明らかにすることが指向されているとあってよいだろう。しかし、このキャッシュ・フロー情報の開示を考えると、現行の『基準』においてオペレーティング・リース取引について賃貸借処理されているという問題がある。」²²と指摘する。さらに当該問題点について、井上良二教授はFASBのニュー・アプローチについて言及し、そこでは、リース契約を構成する財務諸表要素の一つとして財産使用権を考え、それがリース料支払総額の割引現在価値で表現されるとし、よって、この考え方によれば、ノン・キャンセラブルのオペレーティング・リースも支払額、支払時期について確定的であるからオン・バランスされるべきであるとしている（財務構成要素アプローチの適用）²³。ついでリース契約を構成する権利・義務の構成内容の一つである財産使用権の利用は所有権の取得によらずとも「支配」を獲得すればよいと述べている²⁴。さらにこの「支配」については、わが国の「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」の「支配」の概念を提示し（報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態（当該討議資料第3章注2））、ニュー・アプローチの財産使用権との深い関わりに

21 同上書、317頁。

22 同上書、318頁。

23 井上、前掲書、2008年、319頁。

24 同上書、319頁。

ついて言及されている²⁵。このようなことから、冒頭において述べたEDの見解は、上記の考え方に基づけば、必然的に出現する流れであったということが理解できる。

前節で述べた中心観の視点を検討するための前提として、わが国における改正前会計基準と新会計基準は、「所有権移転外ファイナンス・リース取引の扱いは異なるが、……(略)……オンバランスの論理や認識時点といった会計諸概念に変更はみられない」²⁶ことをまず理解しなければならない(後述する図表7の現行アプローチの範疇で捉えることを指す)。これは筆者が述べる、実践型資産負債中心観の概念の範疇とあってよい。なぜならば、資産側からリース資産を評価する考え方であるからである²⁷。そこでの包括利益概念の特徴は資産概念を一種の経済的便益(economic benefits)と考えるところから出発し、すなわち包括利益全体を財産法によってとらえる事ができるのであるから、それを前提とすれば実践型資産負債中心観の認識対象は経済的資源として考えることができるというものであった。しかし、上で述べたニュー・アプローチあるいはEDの概念については、筆者は、実践型資産負債中心観でその考え方を明確に提示しているとは言い難い。財務報告の目的として企業価値予測を前提とし、資源の効率的利用の評価に関わる一部の資産等の時価評価と取得原価測定(井上良二教授のいう第二類型²⁸)は、実践型資産負債中心観において表現しているが、企業価値予測として資源の効率的利用の評価に関わる多くの資産等の時価評価を示す(井上良二教授のいう第三類型)は、示していないという

25 同上書、319-320頁参照。

26 角ヶ谷典幸「リース取引の測定を巡る諸問題」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会、2009年、166頁。

27 高橋聡「日本のリース会計基準の分析—レシーの会計—」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会、2009年。54頁参照。現行アプローチは資産側からリース資産を評価(「原価評価」+「減損処理」)し、ニュー・アプローチは、解約不能なリース料(将来キャッシュ・アウトフロー)をもとに、負債側から金融商品としてのリース契約を評価(「公正価値評価」)しようとする点で大きく異なるとしている。

28 井上、前掲書、2008年、6頁、図表1-2「中心的な目的と計算構造の四類型」を参照。

リース会計に関する一考察

図表7 リース会計の論点

| 判定基準 | 過去のアプローチ (ARB38号, APB 5号) | 現行アプローチ (日本基準, IAS 17号, FAS13号) | ニューアプローチ (FASB, 1996, IASC, 2000) |
|-----------------------------|------------------------------|---------------------------------------|--|
| 所有権移転ファイ ナンス・リース | 所有権移転条項 割安購入選択権 | 割賦購入との整合性 [所有権の移転] | 実質優先思考 [所有に伴うリスクと 便益の実質的移転] —所有権の実質的移転— |
| 所有権移転外ファ イナンス・リース | 現在価値基準 経済的耐用年数基準 | | 財産使用权 [将来の経済的便 益の獲得可能性] |
| 解約不能オペレー ティング・リース | 解約不能か否か | | |
| セール・アンド・リースバック | | 独立取引処理法 | |
| 資産概念の中心 (重き) | 所有 | 実質的所有 | 支配/経済的便益 |
| 資産の認識・中止の考え方 (「実質」の意味内容) | リスク経済価値アプローチ (経済的実質+法的実質) | | 財務構成要素 アプローチ (経済的実質のみ) |

(出所：角ヶ谷 (2009), 117頁)

ことである。これは前節においても述べた。ただし井上良二教授が、ニュー・アプローチあるいはEDの考え方を「第三類型」と捉えているのかどうかは果たして不明である。だが少なくとも、筆者による実践型資産負債中心観の考え方は、更なる検討が必要であることが分かる。

なお角ヶ谷 (2009) は、上記にも示したこれまでのリース会計の変容を、図表7のように明確に指摘し、まとめられている。

5. おわりに

本稿は主として新会計基準の条文からリース会計の基礎的事項を取り上げ、またその論理的妥当性を井上良二教授のリース資産の本質に関わる内容を中心に中心観の視点から論じた。結果としてニュー・アプローチあるいはEDの考え方については、今後検討の余地がある。本稿で論じたリース会計のオン・バランス化の問題は、情報利用者の企業価値評価のためにリース取引が企業のキャッシュ・フローにどのような影響を持つかを明らかにすることが指向されるから起因した問題であると考えられるため、そうであれば実践型資産負債中心観に財務報告目的を主軸とするならば2つの考え方が存在することになる。今後の検討課題としたい。

参考文献等

- FASB, *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB, 1976. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年。)
- FASB, *Accounting for Leases*, SFAS No. 13, FASB, 1976.
- FASB, *Position papers submitted in respect of Discussion Memorandum, Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, dated December 2, 1976*, PART 1, FASB Public Record, FASB, 1977.
- FASB, *Transcript of the public hearing held on August 1 and 2, Discussion Memorandum, Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, dated December 2, 1976*, Part 2, FASB Public record, FASB, 1977.
- FASB, *Letters of Comment Submitted in response to the FASB Discussion Memorandum and received after September 26, Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Part 3, FASB Public Record, FASB, 1977.
- FASB, *Transcript of the public hearing held on January 16, 17, and 18 to the FASB Discussion Memorandum, Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Part 4, FASB Public Record, FASB, 1977.
- IASB, *Leases*, IFRS No. 17, Revised, IASB, 2003. (企業会計基準委員会訳『国際財務報告基準 (IFRSs) 2007』雄松堂出版, 2008年。)
- IASB, *Leases*, IFRS Exposure Draft, IASB, 2010. (企業会計基準委員会訳「公開草案『リース』」(2010年8月17日公表), https://www.asb.or.jp/asn/asb_j/iasb/ed/20100817_1.pdf.)
- IASB, *Leases*, IFRS Exposure Draft, Basis for Conclusions, IASB, 2010. (企業会計基準委員会訳「公開草案『リース』結論の根拠」(2010年8月17日公表), https://www.asb.or.jp/asn/asb_j/iasb/ed/20100817_2.pdf.)
- 市川紀子「研究開発費に関する一考察—中心観を基軸として—」『駿河台経済論集』第17巻第1号, 2007年9月。

リース会計に関する一考察

- 市川紀子『財務会計の現代的基盤』森山書店，2010年。
- 井上良二『財務会計論』税務経理協会，2003年。
- 井上良二『新訂財務会計論』税務経理協会，2008年。
- 加藤久明『現代リース会計論』中央経済社，2007年。
- 加藤久明「日本のリース会計基準の分析—レサーの会計—」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会，2009年。
- 企業会計基準委員会『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』2006年。
- 企業会計基準委員会『リース取引に関する会計基準』企業会計基準委員会，2007年。
- 企業会計基準委員会『リース取引に関する会計基準の適用指針』企業会計基準委員会，2007年。
- 企業会計基準委員会『「リース会計に関する論点の整理」の公表』企業会計基準委員会，2010年。
- 企業会計基準委員会『リース会計に関する論点の整理』企業会計基準委員会，2010年。
- 孔炳龍「リース会計についての一考察：効率的市場仮説からのアプローチ」『駿河台大学論叢』第36巻，2008年9月。
- 孔炳龍「リース資産と減損会計に関する一考察」『駿河台経済論集』第18巻第1号，2008年9月。
- 孔炳龍「リース会計基準の国際化に関する一考察—リース会社の業績への影響について—」『経理研究』第53号，2010年。
- 小賀坂敦「企業会計基準第13号『リース取引に関する会計基準』等の解説」『季刊会計基準』第17号，2007年6月。
- 小賀坂敦「リース取引に関する会計基準」企業会計基準委員会編『企業会計基準完全詳解』税務経理協会，2009年。
- 佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会，2009年。
- 高橋聡「日本のリース会計基準の分析—レシーの会計—」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会，2009年。
- 徳芳芳弘「会計における利益観—収益費用中心観と資産負債中心観—」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社，2002年。
- 茅根聡『リース会計』新世社，1998年。
- 茅根聡「リース会計基準試案の特徴と課題—国際的動向を踏まえて」『企業会計』第58巻第12号，2006年12月。
- 角ヶ谷典幸『割引現在価値会計論』森山書店，2009年。
- 角ヶ谷典幸「リース」佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏

史編『財務会計論Ⅱ〈応用論点編〉第3版』中央経済社，2009年。

角ヶ谷典幸「リース取引の測定を巡る諸問題」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会，2009年。

日本経済新聞社「決算トーク 存在基盤失う危機」『日本経済新聞社』2008年4月25日。

日本経済新聞社「リース，すべて資産・負債に」『日本経済新聞』2010年8月19日。

日本経済新聞社「新会計基準案 リース業界反対表明」『日本経済新聞』2010年12月16日。

日本経済新聞社「企業基準委まとめ 企業の負担軽減へ」『日本経済新聞』2010年12月17日。

吉田博文・安達俊夫・青山伸一『リースの会計と税務』税務経理協会，2010年。